

[全国子ども会安全共済会] への追加加入申込みについて

※変更事項・・・新規共済申込書類各単子控えは、子育連共済担当者にて確認の上、4月19日の返却を予定しておりましたが、6月の補助金配布時の返却に変更いたします。

<手続き>

年度途中に子ども会会員増加（転入、追加加入）がありましたら、子育連共済担当者にご連絡の上、下表のとおり手続きをお願いします。また、その際、会費は単子子ども会（もしくは追加加入者）の負担となりますのでご了承下さい。

区分	子育連への連絡・提出書類	会費
転入前に所属していた子ども会（今年度中に限る）を確認できる場合	旧所属子ども会名と、わかる範囲で旧会員番号と旧単子子ども会番号を子育連へ連絡 子育連にて変更届を作成し、控えをお渡します	0円～230円 後日、会費が決定後に、子育連へお支払いください。
転入前に所属していた子ども会を確認出来ない場合	【加入申込書・加入名簿（加入11）】を子育連へ提出 ・追加欄に○を記入 ・記入例に従って記入	300円 / 290円（10月～） 提出書類とともにお支払い下さい
地域の子ども会に所属していなかった場合		

<加入者への報告>

- ・書類【子ども会へ入ろう】を配布してください。
- ・安全共済会への加入日をお伝えください。

<注意事項>

- ・基本的に追加加入の締め切りは毎週火曜日とし、その週の金曜日12時が補償期間開始となります。ただし、祝日等の関係で、神子連事務局休業により、例外もあります。（4/19～5/5申込みの際は5/8正午より補償開始となりますのでご注意ください）
- ・未就園児も加入できます。但し、加入年度4月1日現在満3歳以下の幼児は保護者や親族の入会も必須となり、共済加入保護者や親族が同伴した子ども会活動のみが補償対象となりますのでご注意ください。

<途中退会の手続き>

単子保管の加入者名簿の退会者名に二重線で削除し、子育連共済担当者へその旨、ご連絡下さい。

<行事の追加>

行事の追加や変更が生じた場合は、年間行事計画書（加入-13）にて子育連共済担当者へ追加申請してください。

<連絡先>

子育連本部安全共済担当 早瀬 LINE



<参考サイト>

二宮町子育連安全共済事業
<https://ninomiyamachikoikuren.com/mutualaid/>



全国子ども会連合「安全共済会」
https://www.kodomokai.or.jp/nzen_kyosaikai/

